

別表十二（四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法第2条第2項（定義）に規定する採掘権者又は租鉱権者であるものが、令和2年改正法附則第87条第1項（金属鉱業等鉱害防止準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年改正法第15条の規定による改正前の措置法第55条の2（金属鉱業等鉱害防止準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「積立限度額5」の分子の空欄には、次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める数を記載します。

- (1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度 10
- (2) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度 20
- (3) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する事業年度 30
- (4) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度 40
- (5) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度 50